

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示について

令和 7 年 5 月 1 日

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーション シルバーケアでは、オンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 (50 円/月)

これに関する施設基準は以下のとおりです。

- (1) 看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施する為の十分な情報を取得、及び活用して訪問看護を行うことについて、掲示またはウェブサイトに掲載していること。

医療法人徳洲会
訪問看護ステーション シルバーケア
管理者 金 千泰